平成２４年（フ）第２０２号
函館市宮前町18番33号
債務者　東　　智恵（旧姓太田）
1　決定年月日時　平成24年７月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月12日まで
函館地方裁判所

平成２４年（フ）第２０３号
函館市日吉町３丁目１番15号
債務者　佐藤　貴徳
1　決定年月日時　平成24年７月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月12日まで
函館地方裁判所

平成２４年（フ）第２０４号
函館市中島町32番27号
債務者　浜田　佳奈
1　決定年月日時　平成24年７月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月12日まで
函館地方裁判所

平成２４年（フ）第１８０号
奈良県橿原市川西町77番地　県住Ａ04―303号、住民票上の住所奈良県天理市柳本町602番地
債務者　嶋岡　知治
1　決定年月日時　平成24年７月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月12日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２４年（フ）第３６号
三重県松阪市井口中町508番地
債務者　竹内　保喜
1　決定年月日時　平成24年７月20日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月13日まで
津地方裁判所松阪支部

平成２４年（フ）第３７号
三重県松阪市井口中町508番地
債務者　竹内　頼子
1　決定年月日時　平成24年７月20日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月13日まで
津地方裁判所松阪支部

平成２４年（フ）第４９号
島根県出雲市西郷町454番地５　寺嶋忠勝方、住民票上の住所島根県出雲市平野町557番地２
債務者　澤和　初美
1　決定年月日時　平成24年７月25日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月13日まで
松江地方裁判所出雲支部

平成２４年（フ）第８９号
山口県宇部市八王子町15番43号
債務者　江本　賢二
1　決定年月日時　平成24年７月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月13日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２４年（フ）第８３号
青森県弘前市大字徳田町13番地１　シティハイムセルティアＡ―103号
債務者　福澤美智子（旧姓對馬）
1　決定年月日時　平成24年７月24日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月14日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２４年（フ）第３４号
滋賀県長浜市三ツ矢元町１番８号
債務者　田中五都子
1　決定年月日時　平成24年７月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月14日まで
大津地方裁判所長浜支部破産係

平成２４年（フ）第３５号
滋賀県長浜市三ツ矢元町１番８号
債務者　田中麻利亜
1　決定年月日時　平成24年７月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月14日まで
大津地方裁判所長浜支部破産係

平成２４年（フ）第７５号
岡山県井原市七日市町3948番地５
債務者　逆瀬川敏幸
1　決定年月日時　平成24年７月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月14日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２４年（フ）第１６１号
愛知県豊橋市大岩町字北田59番地１　２―102、従前の住所愛知県豊橋市大岩町字小山塚81番地の19
債務者　近田　良子
1　決定年月日時　平成24年７月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月14日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月10日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２４年（フ）第１６３号
愛知県豊橋市東小鷹野３丁目11番地８　105、従前の住所愛知県豊橋市忠興１丁目７番地の36
債務者　八幡　幸夫
1　決定年月日時　平成24年７月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月14日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月10日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２４年（フ）第１１６４号
横浜市港南区下永谷６丁目５番23―103号
債務者　宮原　勝則
1　決定年月日時　平成24年７月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月18日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月19日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１１６５号
横浜市港南区下永谷６丁目５番23―103号
債務者　宮原　良子
1　決定年月日時　平成24年７月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月18日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月19日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１３７５号
横浜市鶴見区向井町３丁目74番地21　丹野荘102号室
債務者　五十嵐直美
1　決定年月日時　平成24年７月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月18日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月19日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部